

【八王子労働基準監督署長からのお知らせ 31,春号】

その働き方,見直しましょう!

「働き方」を変えるのは今!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます(3つのポイント)

ポイント1 時間外労働の上限規制が導入!

時間外労働の上限について,月45時間,年360時間を原則とし,臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間,単月100時間未満(休日労働含む),複数月80時間(休日労働含む)を限度に設定など。
施行:2019年4月1日~(中小企業2020年4月1日~)適用猶予・除外等あります。
適用される大企業等は「新36協定用紙」での届出やチェックボックスのレ点等が必要です。

ポイント2 年次有給休暇の取得義務化!

使用者は,10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し,毎年5日,時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
施行:2019年4月1日~全業種・企業規模関係なし

ポイント3 不合理な待遇差の禁止!

同一企業内において,正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者,有期雇用労働者,派遣労働者)の間で,基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。
施行:2020年4月1日~(中小企業2021年4月1日~)

いよいよ「働き方改革」が始まります。準備は大丈夫ですか?ご不明な点は下記監督署(方面)へ。新36協定や年休管理等相談増加中。署の担当職員による「個別訪問支援(アドバイス)」も承っております。

「東京働き方改革推進支援センター」(0120-662-556)でも相談(助成金,同一労働同一賃金含む)や企業訪問支援(専門家派遣)も行います。(立川分室(立川市柴崎町2-2-23第2高島ビル5階)近くて便利)



第13次労働災害防止計画推進中

- Safe Work TOKYO -



平成30年当署管内(八王子市・日野市・多摩市・稲城市)では,7月に多摩市の新築工事現場での火災により死者5名,当日救急搬送者43名(後日受診者多数)という大惨事があり,火災以外に1件(商業:バイク配送中16歳)死亡災害が発生しました。しかも,死傷災害発生状況は565件(平成30年12月末現在)で前年同期比60件(11.8%)増加し,特に業種としては,その他の事業(事務所等第三次産業)(転倒),道路旅客運送業(交通事故等)や建築工事業(墜落・転落等,火災関係含む)が増加しました。

また,災害の型としては,転倒災害(152件)が災害全体の26.9%を占め内積雪・凍結(19件)関連は転倒災害の12.5%となっています。交通事故(55件)も災害全体の9.7%を占め内積雪・凍結(7件)関連は交通事故の12.7%となっています。積雪・凍結の際,駐車場,建物入口,坂道や屋外の階段での作業・通行はもとより融雪・除排雪作業にも留意し,適切な凍結防止剤の使用や靴等の準備を怠りなく「転倒災害防止」等に努めてください。今後とも「第13次労働災害防止計画の推進」にご協力をお願いします。

チェックしなくちゃ!

東京都最低賃金 985円 (10月1日より)



~原則すべての働く方に適用されます。もちろん,パート・アルバイトにも。~

平成30年10月1日より,東京都最低賃金は27円アップで改定されました。(参考:埼玉県898円(27円),山梨県810円(26円))。賃金台帳や求人票・求人広告等含めてご確認ください。

八王子労働基準監督署からの情報は...

八王子労働基準監督署からのお知らせ

検索